

① 技能者の所属する事業者が登録

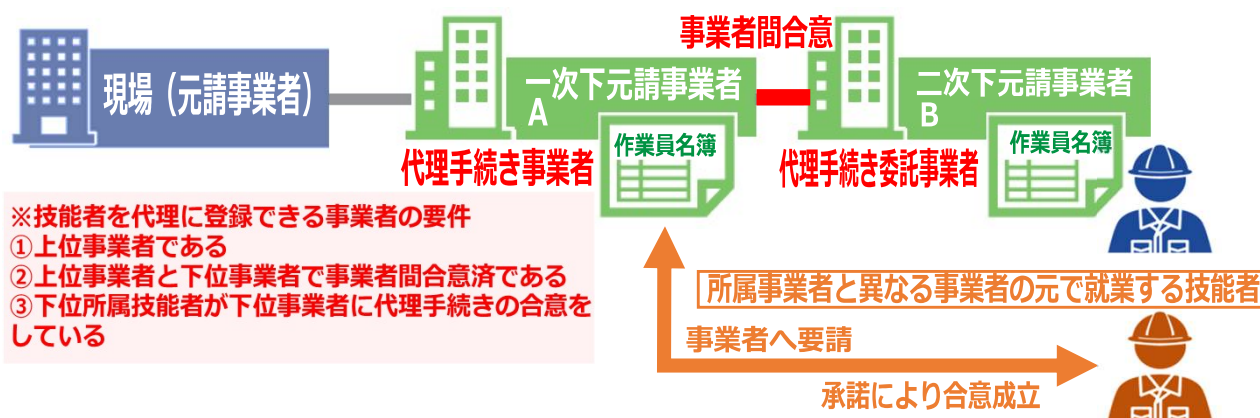
【例】現場および施工体制に登録された事業者は、施工体制の作業員名簿へ技能者を登録。



※技能者の登録は、その都度、個別に技能者を登録する「明細登録」の方法と、あらかじめ「作業員名簿パターン」を作成し、技能者をまとめて登録する方法がある。

② 代理手続き事業者が登録

【例】事業者間合意が成立し、一次事業者Aが二次事業者Bの作業員名簿を作成（所属技能者本人の同意）



※技能者を代理に登録できる事業者の要件

- ① 上位事業者である
- ② 上位事業者と下位事業者で事業者間合意済である
- ③ 下位所属技能者が下位事業者に代理手続きの合意をしている

※代理手続き事業者が、所属事業者に代わり、施工体制への登録などのために、技能者本人の技能者情報を閲覧し、施工体制へ技能者本人を登録する。

※施工体制への作業員登録のために、自社に所属以外の技能者を選択し、技能者情報を閲覧することができる事業者は、施工体制登録において、代理手続きによる登録が完了している場合に限る。すべての事業者が、自社以外の技能者を参照できる訳ではない。

※所属事業者と異なる事業者の元で就業する技能者については、技能者本人または旧所属事業者が所属変更をしない場合、自社の技能者であっても、施工体制に登録できない。技能者本人、または旧所属事業者による、所属変更が間に合わない場合の措置として、技能者本人操作（異なる事業者との要請～合意）による施工体制登録操作ができる。

※一人親方を現場の所属技能者として施工体制に登録するためには、「就業先の上位事業者と一人親方の関連付け」または「所属と異なる事業者の元での就業要請」の処理が必要となる。

※システムに入力する「立場」の名称

職長：職長および職長の直近下位に配置され、複数の班を束ねる者

班長：職長以外の者であって、複数の班や技能者を束ねる者

